

森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン

1. 目的

平成 20 年 1 月に発覚した古紙偽装問題の反省を踏まえ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）におけるコピー用紙に係る判断の基準の見直しを実施したところである。今般見直した判断の基準では、国等の機関の調達に当たって、今後とも古紙パルプ配合率 100%のコピー用紙を最優先で調達していく方針を堅持しつつ、紙の原料として、これまでの古紙に加え、持続可能な森林経営を推進するため、第三者機関が森林の管理・経営内容を適切な基準に照らし評価・認証する森林認証材、森林保全、森林吸収源確保等の観点から利用拡大が極めて重要な間伐材、木材の有効利用、未利用資源の有効利用及び木材の再利用を通じた森林の保全に資する観点から再・未利用材等の環境に配慮された原料についても利用することができることとされた。他方、各製紙メーカーがグリーン購入法の判断の基準を満足するコピー用紙（以下「特定調達物品」という。）を安定的に供給するためには、指標項目のうち、環境に配慮されたバージンパルプ原料である森林認証材及び間伐材（以下「間伐材等」という。）については、実配合管理の困難さ等からクレジット方式による運用が必要となると考えられる。また、森林認証を取得した森林から生産された木材であっても、流通段階には、CoC 認証を取得していない中小の事業者が多数存在することから、森林認証材として適用できない場合がある。これらを含め、川上から川下までのすべての段階において、原料となる木材を適切に管理し、信頼性を高めることが重要であり、これらの取組を確実に推進するために本ガイドラインを策定したものである。

このため、本ガイドラインは、特定調達物品の生産に当たって、古紙利用のさらなる促進とともに、間伐材等の利用拡大を図る観点から、製紙メーカー各社が透明性・信頼性の確保を前提として森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合の管理をクレジット方式で適切に運用するために必要な事項を定めるものである。

2. 適用範囲

- ① 本ガイドラインは、特定調達物品を供給するために森林認証材及び間伐材パルプの利用割合の管理をクレジット方式により運用する場合（間伐材等の調達及び特定調達物品の生産）に適用する。
- ② 個別の森林認証制度において、クレジット方式が採用されている場合は、

当該制度の運用ルールに従い、適切に運用するものとする。

- ③ クレジット方式が採用されていない間伐材等については、本ガイドラインに則り、運用するものとする。

3. 運用方法

(1) クレジット方式の管理単位

- ① 間伐材等のクレジット方式については、原則として工場単位（原料やエネルギー等一元的に管理されており、一体とみなすことが適当な単位であって、各製紙メーカーが定める単位（以下「工場」という。））で管理するものとする。
- ② 工場の蒸解設備の保有状況等、やむを得ない場合においては、原料の移動がある範囲内において製紙工場グループ単位、または会社単位で管理することができるものとする。ただし、当該管理単位における間伐材等の調達量、間伐材等を使用したと見なされる特定調達物品の生産量について、製品別・工場別の情報を公表するものとする。
- ③ 本ガイドラインに基づき間伐材等に係るクレジット方式を運用する場合は、各製紙メーカーにおいて適切に間伐材等を利用する製品グループを設定するものとする。

(2) 間伐材等の調達量の確認

- ① 間伐材等の調達量については、工場への入荷時点において把握するものとする。
- ② 森林認証材の調達量の確認は、個別の森林認証制度の運用ルールに従うものとする。
- ③ 間伐材の調達量の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に基づく間伐材証明書の付いている材の量を調達量とする。
- ④ 間伐材等の調達量については、月単位で集計するものとする。
- ⑤ 集計された調達量は別に定める「間伐材等クレジット管理表」（以下「管理表」という。）に記載・管理するものとする。

(3) 間伐材等を原料として使用したと見なされる特定調達物品の生産量の確認

- ① 間伐材等を使用したと見なされる特定調達物品の生産量については、工場生産された時点において把握するものとする。

- ② 間伐材等を使用したと見なされる特定調達物品の生産量については、月単位で集計するものとする。
- ③ 集計された生産量は別に定める管理表に記載・管理するものとする。

(4) 調達された間伐材等のパルプ量への換算、生産に使用されたと見なされる間伐材等のパルプ量への換算

- ① 調達された間伐材等をバージンパルプ相当量に換算する場合は、パルプの種類別に日本製紙連合会において算出した共通の換算係数または各製紙メーカーにおいて使用している換算係数に間伐材等の調達量を乗じたものを使用するものとする。
- ② 特定調達物品の生産に使用されたと見なされる間伐材等をバージンパルプ相当量に換算する場合は、パルプの種類別に日本製紙連合会において算出した共通の換算係数または各製紙メーカーにおいて使用している換算係数に当該特定調達物品の生産量を乗じたものに 30%を超えない一定の比率（当該特定調達物品の間伐材等パルプ利用割合）を乗じたものを使用するものとする。

(5) 間伐材等のクレジット量

- ① 間伐材等の調達によって使用可能になったクレジット量は、上記(4)①によりパルプ量に換算された量とし、別に定める管理表に月単位で記載・管理するものとする。
- ② 特定調達物品の生産に使用されたクレジット量は、上記(4)②によりパルプ量に換算された量とし、別に定める管理表に月単位で記載・管理するものとする。

(6) クレジットの管理

- ① 毎月調達によって使用可能となるクレジット量から特定調達物品の生産に使用されたクレジット量を差し引く場合は、先入れ先出し方式で管理するものとする。
- ② 差し引かれたクレジット量は翌月に繰り越され、別に定める管理表に記載された上で引き続き使用可能とする。ただし、12ヶ月を超えて繰り越すことはできない。
- ③ 毎月使用可能なクレジット量は、当該月から12ヶ月まで遡った各月において繰り越されて使用可能となっているクレジット量の総計の範囲内とし、別に定める管理表に記載・管理するものとする。

4. 透明性・信頼性の確保及び情報開示・検証

(1) 内部監査及びクレジット方式の情報開示・検証

- ① 本ガイドラインに基づき間伐材等に係るクレジット方式を運用する製紙メーカーは、社内の監査システムにより、別に定めるチェックリストを用いて定期的に内部監査を実施するものとする。
- ② 本ガイドラインに基づき間伐材等に係るクレジット方式を運用する製紙メーカーは、別に定める管理表に基づき特定調達物品ごとに情報開示、または第三者機関による監査・評価を受けるものとする。

(2) 取引企業によるクレジット方式の検証

- ① 取引企業が製紙メーカーによる間伐材等のクレジット方式の管理状況について検証する必要を認める場合には、取引企業は製紙メーカー（クレジット方式が会社単位の場合には製紙会社本社）に立ち入り、間伐材証明書、納品書、管理表等の管理状況について別に定めるチェックリストに基づいて調査・確認を行なうことができる。
- ② 取引企業による調査・確認が困難な場合には、製紙メーカー及び取引企業は、双方協議の上、第三者機関に調査・確認作業を委託することができるものとする。

(3) 記録の保管等

製紙メーカーは、本ガイドラインに基づき間伐材等のクレジット方式を運用する場合、本ガイドラインに適合することを立証できるすべての記録を最低 5 年間保管しなければならない。

5. ガイドラインの見直し

間伐材等の原料の供給状況、利用状況等を踏まえつつ、本ガイドラインに即した間伐材等に係るクレジット方式の運用状況を検討し、ガイドラインの内容について必要に応じて見直すものとする。また、運用については、細則を設けるものとする。